



第10回 困ったときの相談窓口

新進会員活動委員会副委員長 馬場 望 (58期)

はじめに

日々発生する仕事の上でのさまざまな悩みや問題、皆さんはどのように対処していらっしゃいますか。

研修所の同期に相談したり、事務所のボスや先輩にアドバイスをもらったり、友達や家族に聞いてもらったり…。問題によって対処法はさまざまあると思いますが、弁護士会にも会員のための相談窓口がいくつかあります。自分の力ではどうにもならないとき、誰に相談していいかわからないとき、こうした相談窓口を利用してみると、よい解決方法が見つかるかもしれません。

今回のマメ知識では、この相談窓口をまとめてご紹介したいと思います。

大先輩からのアドバイスが受けられる「会員サポート窓口」

東京弁護士会が会員の職務の円滑かつ適切な遂行に資することを目的として設置している相談窓口で、役員経験者等のベテランの会員からのアドバイスを受けられるのが特徴です。事務所の開設や閉鎖、病気などによる休業や会費免除、利益相反等による事件の受任・辞任、事務所経営に関するトラブル等々、業務に関して生じるさまざまな問題に対して相談に応じてくれます。ただし、具体的な事件処理の方法など、事件の中身に関する相談はできません。

事件を受任して処理していく際には、依頼者との関係や弁護士倫理で悩むことが多々ありますが、そうした問題はまさに経験がものをいうところでもあり、新人・若手弁護士が1人で抱え込むととんでもない結果につながってしまうこともあり得ると思います。この窓口は、とくに登録後すぐに独立した新人や独立した若手にとっては、活用次第で強い味方になってくれる窓口といえる

かもしれません。

事務局次長宛の電話（03-3581-2202）が受付窓口になっています。

こころの悩みは専門家に「こころの相談“ほっと”ライン」サービス

2008年4月1日から始まったサービスです。弁護士会が委託する民間企業を通じて、専門の相談スタッフ・心理カウンセラーによるカウンセリングを、電話・WEB・面談の3つの方法で受けることができます。電話・WEBでの相談は無料、面談カウンセリングも1人年間5回まで無料です。

「うつ」という言葉が一般的になって、心理カウンセリングや心療内科もずいぶん身近になりましたが、いざ受診するとなるとなかなかハードルが高かったりもします。とりあえず電話・WEBでのカウンセリングを受けてみるというのはいいかもしれません。プライバシー保護も徹底していますし、弁護士会が直接運営している窓口ではないので、気楽に相談できそうです。

東京弁護士会のホームページ内会員専用ページに詳しい案内がありますので、具体的なアクセス方法等についてはそちらをご覧ください。

若手弁護士による若手弁護士のための「若手相談室」

東京弁護士会には、弁護士登録5年以内の若手会員で構成される「新進会員活動委員会」という委員会があります。「若手相談室」は、同委員会が、弁護士登録5年以内の若手弁護士のために開設している相談窓口です。会員サポート窓口相談するのはちょっと敷居が高い、ど

ここに相談していいかわからないときに期の近い弁護士に気軽に相談できる窓口がもう一つあっていいのではないかと、ということで開設されました。相談方法も、メールを利用することにより、気軽に利用できるように工夫しています。

もちろんプライバシーには十分に配慮して運営していますが、内容によっては、相談をきっかけに、期の近い先輩や同期の仲間との横のつながりが広がることもあります。

詳しい案内は、このページの欄外囲みをご覧ください。

おわりに

困ったときに相談できる窓口があることはとても心強いこと。問題解決のためのいろいろな手段を知っておくことは、危機管理としても大切なことだと思います。

そうはいつても、何でも気軽に相談できる友人や先輩をもつことはやはり重要です。日々の業務に追われる中、バランスをとることはなかなか難しいですが、委員会活動や会派の活動に積極的に参加するなどして、たくさんの先輩弁護士と交流することがいちばんの危機管理といえるかもしれません。

若手弁護士による 若手弁護士のための 若手相談室

《対象となる方》

弁護士登録5年以内の東京弁護士会会員

《相談担当者》

新進会員活動委員会委員（弁護士登録5年以内）

《相談の対象となる事項》

事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとをご相談ください。

ただし、個別案件の処理など、相談室の性質上、お答えできないケースもあります。

《相談の方法》

①まずは、メールでご相談下さい。

【アドレス】 wakatesoudan@toben.or.jp

【記載事項】 氏名、期、相談の内容、ご希望の連絡先、相談員に関して特に要望する事項

②相談担当者(2名)から、相談者に対して、ご連絡を差し上げます。

(面談での相談が原則。面談の日時・場所は、相談者と相談担当者が調整をして決めます。)

☆個人を特定しうる情報に接するのは、新進会員活動委員会の正副委員長、相談担当者(2名)のみとし、秘密の保持を徹底致します。